

# 第3章 施策体系等

## 《目次》

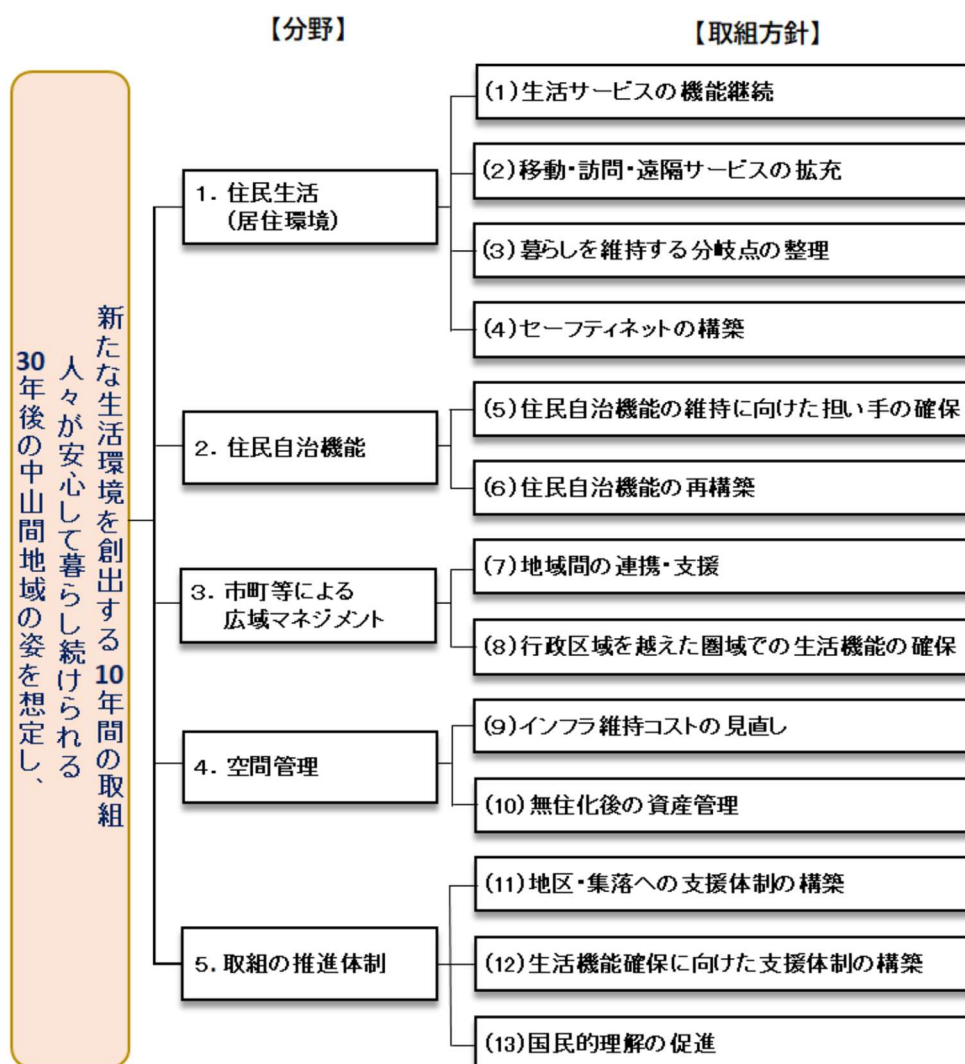
1	施策体系	24
2	具体的な取組の考え方とその進め方	25
(1)	集落対策推進上のポイント	
(2)	取組方針に基づく取組項目	
(3)	早期着手が必要な取組項目	
(4)	対策を進めるための仕組みづくり	

# 1 施策体系

新たな集落対策として第1章1(2)で述べた3つの検討の視点を踏まえつつ、内外の環境変化や令和2(2020)年度から令和5(2023)年度にかけて実施した集落実態調査等から把握された地区・集落の実情や、将来において予測される姿なども考慮し、住民生活を継続するための機能、共助を担う住民自治組織、広域的な連携の在り方、無住化も含めた空間管理、そして、これらの集落対策を効果的に推進する体制づくりなど、新たな集落対策の取組の方向性を前章2に掲げる5分野に対し、13の取組方針を整理しました。

この5つの分野と13の取組方針を、本対策の施策体系として位置付けるものとします。(図表3-1参照)

図表 3-1 本対策の施策体系



## 2 具体的な取組の考え方とその進め方

---

具体的な取組の考え方とその進め方を次のとおりとします。

特に、早期着手が必要な取組項目については、令和6(2024)年度から着実な推進に努めるとともに、対策を後押しするための仕組みづくりに取り組みます。その他の項目についても、令和7(2025)年度以降順次着手できるよう、市町等と連携を図るなど実施体制等を整え、スピード感を持って取組を進めてまいります。

### (1) 集落対策推進上のポイント

#### ① 中山間地域における人手不足を踏まえた人材確保方策の検討

都市地域よりもさらに厳しくなることが予想される人手不足の影響に対応するため、地域と関わる外部人材の受入れ等、地域に求められる新たな担い手確保方策の確立に向けて取り組みます。

#### ② 集落対策に係る財源の確保

厳しい財政状況の中で、地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行う安定的な財源を確保するため、財源確保に関する国への要請、交付金や補助事業の有効活用、クラウドファンディング<sup>\*</sup>、民間企業等と連携した資金確保策等、財源確保策の検討に取り組みます。

#### ③ 住民自治組織における合意形成のサポート

対策を進めていくためには、より多くの住民が主体的に話し合いに参加するよう促し、一定の合意形成につなげていく機能が必要です。そのため、適切な距離感で住民自治組織の判断を関係市町とともに促し、併せて同組織の活動を支える人材の確保と育成を進めます。

#### ④ 住民主導による新たな活動を支援する仕組みの検討

地区・集落における自主的な意思決定に基づく取組の継続に向けて、新たな活動の立ち上げ時期だけでなく、一定期間継続した伴走型支援<sup>\*</sup>の仕組みを検討します。

#### ⑤ 対策を進めるために必要な規制緩和等の推進

中山間地域の様々な地域課題解決において、法律や制度が解決を阻む要因となっている場合や行政手続きに多大な時間を要する場合など、単独の基礎自治体では解決できない課題へ対応していくため、必要に応じ規制緩和や新たな制度創設に向けて国への要望などの取組を行います。

## (2) 取組方針に基づく取組項目

【分野】	【取組方針】	【取組項目】
1 住民生活 (居住環境)	(1) 生活サービスの機能継続	① 移動の確保 ② 生活圏における各種生活サービス機能の確保
	(2) 移動・訪問・遠隔サービスの拡充	③ 移動販売、食材配達等のサービスエリアの拡大 ④ 金融サービス機能の拡充 ⑤ 訪問診療、訪問看護、訪問介護等の確保 ⑥ ICT※や先端技術の実装による遠隔サービスの充実
	(3) 暮らしを維持する分岐点の整理	⑦ 心身の健康状態の把握 ⑧ 自動車の運転が可能かどうかの状況把握 ⑨ 別居親族等による生活サポートの有無の確認 ⑩ 近隣(集落)での生活サポート(見守り等)を通じた個人の状態把握 ⑪ 見守りを要する者の情報管理
	(4) セーフティネットの構築	⑫ 地域における見守り体制の確保 ⑬ 見守り主体間の情報共有の強化(柔軟化) ⑭ 居住地域近隣における入所施設の確保、人材確保
2 住民自治機能	(5) 住民自治機能の維持に向けた担い手の確保	⑮ 住民自治が機能する世帯・人口規模に応じた対応 ⑯ 次世代リーダー・次世代地域活動の担い手の有無に応じた対応 ⑰ 他出子※や関係人口※との連携意向を踏まえた対応 ⑱ 移住者の受入傾向の把握
	(6) 住民自治機能の再構築	⑲ 住民自治(集落)機能の見直し ⑳ 住民自治をサポートする支援機能の構築 ㉑ 地域の一体感がある範囲での自治機能の広域化 ㉒ 共助から公助に転換される機能への市町の対応体制の確立
3 広域マネジメント 市町等による	(7) 地域間の連携・支援	㉓ 隣接地域間での支援体制の構築 ㉔ 旧町村単位等の広域的な支援機関の機能強化
	(8) 行政区域を越えた圏域での生活機能の確保	㉕ 広域的な機能集積地域(拠点地域)の生活機能維持の支援 ㉖ 行政区域を越えた移動支援策の構築
4 空間管理	(9) インフラ維持コストの見直し	㉗ 道路・上下水道等の管理体制の再構築 ㉘ 維持すべきインフラの絞り込み ㉙ 低利用インフラの廃止・除却の推進(支援) ㉚ ㉗～㉙の進展により現居住地域に与える影響への対応 ㉛ 無住化集落における残存インフラの管理水準の検討
	(10) 無住化後の資産管理	㉜ 無住化が予想される地域への早期の住民協議の実施 ㉝ 無住化後の土地活用意向の把握 ㉞ 地権者等との協議による土地管理手法の検討
5 取組の推進体制	(11) 地区・集落への支援体制の構築	㉟ 地区・集落の実態と意向を踏まえた将来見通しの検討・共有 ㊱ 地区・集落の将来見通しの段階に応じた対策の検討 ㊲ 住民自治活動等をサポートする中間支援組織の確立 ㊳ 中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり
	(12) 生活機能確保に向けた支援体制の構築	㊴ 生活機能を提供する民間主体をサポートする機能の構築 ㊵ 中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり(再掲)
	(13) 国民的理解の促進	㊶ 中山間地域の価値の国民的な理解の促進

### (3) 早期着手が必要な取組項目

#### ① 住民自治組織の合意形成をサポートする中間支援機能の構築

変化に対応する合意形成が地区・集落の住民のみでは難しい状況も生まれていることから、集落内で将来を見通した協議の促しや合意形成に向けたサポートができる中間支援機能を果たせる人材の派遣を先行的に展開し、順次広域的に対応できる体制への拡充。

#### ② 中間支援機能を果たすことのできる人材の確保と育成

合意形成を図る協議の場に関与するファシリテーター\*、課題解決に専門的な知識を有する専門家、地域をマネジメントする人材等、今後必要になることが見込まれる中間支援機能を果たし得る人材の確保や育成体制の構築。

#### ③ 民間事業者等と連携した生活サービスの確保

民間事業者が提供する住民生活を支える生活サービスが成り立ちにくい状況下において、持続的な事業運営ができる仕組みづくりの検討。

#### ④ 全県的取組につなげるための先行地域の創出

集落対策は、関連する諸計画等との整合を図りながら地区・集落の実情に応じた対策の柔軟な選択と磨き上げを継続的に進めていくことが重要である。中山間地域全域で一気に推進することは困難であるため、先行的取組地域を選定した上で、市町、住民自治組織、地域の関係団体が参画し、協議手法の確立を図ることが必要。

### (4) 対策を進めるための仕組みづくり

集落対策の取組に当たっては、市町との連携を更に深めるとともに、各種取組の実現と効果の発現に向けて、有識者をアドバイザーリーボード\*として結集し、客観的評価や助言等を得ながら対策を進めます。

